

秋田市火災予防条例運用指針

1 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分

防火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1359号）第1第1号ハに規定する構造方法と同等以上の防火性能を有するものをいう。

（この場合において、同告示の規定中「屋内側」とあるのは「屋外側」に、「屋外側」とあるのは「屋内側」に読み替えるものとする。以下同じ。）

※この場合、別表第3の「不燃」欄の離隔距離が適用される。

(2) 耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）

防火構造の構造方法を定める件第1第1号イ（間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったものに限る。）又はロに規定する構造方法と同等以上の防火性能を有するものをいう。

(3) 離隔距離

火を使用する設備等の設置の際に、当該火を使用する設備等と建築物その他の土地に定着する工作物および可燃物との間に保つべき火災予防上安全な距離をいう。

(4) 入力

火を使用する設備等の最大の消費熱量をいう。

※入力値の計算方法

火を使用する設備等の銘板等には入力という表示がないものが多く一般的には、1時間当たりの燃料消費量（L/h）で表示されている。

これを入力に換算するには、次の計算式が用いられている。

$$\text{入力 (kW)} = \frac{\text{燃料の高発熱量 (kJ/L)} \times \text{燃料消費量 (L/h)}}{1 \text{ kWの消費熱量 (3,600kJ/kW)}}$$

例えば、燃料消費量が1.5L/hと表示されていれば、灯油の場合の1L当たりの高発熱量は、36,490kJ/Lであるので $36,490 \times 1.5 = 54,735$ となり、これを3,600で割ると15.2kWとなる。

なお、燃料別の高発熱量は次表のとおりである。

(kJ/L)

灯油	軽油	A重油	B重油	C重油	東部ガス	LPG
36,490	38,040	38,900	40,400	41,780	46,080	110,440

(5) 全出力

設計上の供給許容電力であり、「電圧×電流」の式で表される。

※変電設備の全出力

供給許容電力（W）は、電力会社との契約設備電力ではなく、変電設備の負荷設備容量（変圧器の定格容量の合計（kVA））に次表に基づく係数を乗じて算定したものとして差し支えない。

変圧器の定格容量の合計（kVA）	係数
500未満	0.80
500以上 1,000未満	0.75
1,000以上	0.70

例えば、変電室内に変圧器300kVAが1基、50kVAが3基あった場合は $300\text{kVA} \times 1\text{基} + 50\text{kVA} \times 3\text{基}$

$$= 450\text{kVA} < 500\text{kVA}$$

よって、全出力は $450\text{kVA} \times 0.80 = 360\text{kW}$ となる。

（注）単相、三相の区別はない。

※発電設備の全出力

発電設備の負荷設備容量（kVA）に当該設備の力率を乗じて算定する。

例えば、出力1,000kVAの発電設備の力率が0.8の場合、

全出力は、 $1,000\text{kVA} \times 0.8 = 800\text{kW}$ となる。

(6) 蓄電池容量（キロワット時）（定格容量）

蓄電池の定格容量（アンペアアワー）と電槽数（セル）の積に蓄電池種別による電圧を乗じた値（キロワット時）をいう。

例えば、100アンペアアワーの蓄電池を12セル接続した各蓄電池設備の蓄電池容量（キロワット時）（定格容量）は、

鉛蓄電池設備

$$(100\text{アンペアアワー} \times 12\text{セル}) \times 2\text{V} = 2,400 = 2.4\text{キロワット時}$$

ニッケル水素蓄電池設備

$$(100\text{アンペアアワー} \times 12\text{セル}) \times 1.2\text{V} = 1,440 = 1.44\text{キロワット時}$$

リチウムイオン蓄電池設備

$$(100\text{アンペアアワー} \times 12\text{セル}) \times 3.7\text{V} = 4,440 = 4.44\text{キロワット時}$$

となる。

※ アンペアアワーとは、電流と時間の積算値である。

キロワット時とは、消費電力と時間の積算値である。

(7) これに類似する仕上げをした建築物等の部分

表面が不燃材料で仕上げたものであっても(1)の「不燃材料で有効に仕

上げをした建築物等の部分」より防火性能が低いもので、可燃性の下地の炭化等により着火の危険性のあるものをいい、例えば、ステンレス等の金属板又はグラスウールあるいはきわめて薄い石綿スレート板でそれのみで仕上げを行ったもの等をいう。

(8) 防熱板

次のものをいう。

ア 金属以外の不燃材料の防熱板

厚さ0.3cm以上の石綿スレート板若しくは石綿パーライト板又はこれらと同等以上の防熱性を有するもので、可燃物と防熱板の間に通気性のよい1cm以上の空間が設けられ、かつ、不燃材料のスペーサーで保持されるもの。

ただし、火を使用する設備等の上方に設置する防熱板ならびに液体燃料温風暖房機、液体燃料温水ボイラーおよび給湯湯沸設備の側方に設置する防熱板については、可燃物に密着して設置できるものであること。

イ 金属製の防熱板

(7) 普通鋼板の防熱板 有害な変形が起きないように補強された厚さ0.5mm以上の普通鋼板で、可燃物と防熱板の間に通気性のよい1cm以上の空間が設けられ、かつ、不燃材料のスペーサーで保持されるもの。

(イ) ステンレス鋼板の防熱板 有害な変形が起きないように補強された厚さ0.3mm以上のステンレス鋼板で、可燃物と防熱板の間に通気性のよい1cm以上の空間が設けられ、かつ、不燃材料のスペーサーで保持されるもの。

(9) 不燃区画室

条例第3条第3項に規定する不燃材料で造った壁、柱、床および天井(天井のない場合にあつては、はり又は屋根)で区画され、かつ、窓および出入口等に防火戸(建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。)を設けた室をいう。

2 点検用空間

火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合であっても、設備および器具の周囲の状況、ごみ等の付着状況、油漏れの有無等が容易に点検できる距離を確保することから、バーナー等の点検整備を要する部分は60cm以上、その他の部分は、設備および器具の上方又は側方(どちらか一方)に30cm以上の点検用空間を確保するよう指導する。◆

なお、設備および器具の上方から容易に点検・管理が行えないもの(設置の高さが140cm以上のもの)にあつては、設備および器具の側方に、その点

検用空間を確保するよう指導する。◆

ただし、固定されず容易に移動可能な器具で、器具の背面、側面および壁面の状況が点検可能な場合又は電気温水器および電気乾燥機で前面から点検可能な場合は、この限りでない。

3 評定等機器の離隔距離

財団法人日本ガス機器検査協会の防火性能の評定又は財団法人日本燃焼機器検査協会の防火性能の認証を受けた機器（以下「評定等機器」という。）は、可燃物からの離隔距離は評定等機器本体に貼付したラベルに掲げる離隔距離により設置できること。また、可燃物以外からの離隔距離は、取扱説明書に記載の離隔距離により設置できること。

4 火を使用する設備等（第3条から第9条の2関係）

(1) 入力70キロワット以上350キロワット未満の屋内設置について

ア 壁、柱、床および天井は、不燃材料で造られ又は覆われたものとするよう指導する。◆ この場合、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分に該当するときは、別表第3の「不燃」欄の離隔距離を適用し、これに該当しない場合（火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除く。）は、別表第3の「不燃以外」欄の離隔距離を適用する。

イ 開口部には、防火戸又は不燃性のもの（ガラスは網入とする）を設けるよう指導する。◆

なお、屋外に面する窓および出入口等であって、(2)オに該当する部分に設けるものにあつては、この限りでない。

(2) 入力350キロワット（2以上の炉の相互距離が屋内において5 m以内、屋外においては3 m以内に設置されている場合は、各炉の入力を合計する。）以上の火を使用する設備（第8条、第8条の3、第9条および第9条の2を除く。）の設置について（第3条第3項）

ア 出入口の防火戸は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第112条第19項第1号（ニを除く。）に定める構造のものとし、常時閉鎖又は作動した状態にあるものとする。

ただし、不燃区画室の使用形態上、常時閉鎖又は作動した状態とすることが困難な場合は、建基令第112条第19項第1号に定める構造のものとし、随時閉鎖又は作動できるものとする。

なお、防火戸にガラリが設けられているときは、自動閉鎖装置付きのものとする。

イ 窓は、防火設備のうち建基令第112条第19項第1号に定める構造のもの

とする。

ウ 壁にガラリや換気扇等を設ける場合は、合わせて防火ダンパー（防火設備であって、建基令第112条第21項各号に規定する要件を満たす構造のものをいう。以下同じ。）を設けるよう指導する。◆

エ 出入口の防火戸が両開きの場合は、順位調整機能を有するなど、確実に閉鎖する機能を設けるよう指導する。◆

オ 不燃区画室の屋外に面する窓および出入口等であって、次のいずれかに該当する部分に設けるものは、防火設備としなくても差し支えないものとする。

(ア) 1階で、延焼のおそれのある部分（建築基準法第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）以外の部分

(イ) 建築物の最上階に設ける不燃区画室で、延焼のおそれのある部分以外の部分

(ウ) 上方3.6メートル以内に開口部（防火設備が設置されたものおよび100平方センチメートル以下のダクト等は除く）がなく、かつ、延焼のおそれのある部分以外の部分

カ 換気設備の風道は次によること。

(ア) 換気設備の風道が不燃区画室を貫通する場合で、不燃区画室から火災による火煙が発生した場合に、当該風道に接続する給排気口等を通じ、火煙が他の室に流出するおそれのあるときは、風道の区画貫通部の付近に防火ダンパーを設けること。

ただし、風道が不燃区画室の区画を貫通するのみで、他の室に通じる開口部がなく、風道が不燃材料又はこれと同等以上の防火性能を有する材料で造られている場合は、この限りでない。

(イ) 燃焼機器の煙突および排気筒に、防火ダンパーを設けないこと。

キ 給排水管および電気配管等は次によること。

(ア) 給排水管および電気配管等が不燃区画室を貫通する場合は、当該配管部分と区画の間隙を不燃材料で埋めること。

なお、貫通部分の間隙を埋める不燃材料の例としては、ロックウール、モルタル、防火シール材等が挙げられる。

(イ) 給排水管および電気配管等が建基令第129条の2の4第1項第7号に定める防火区画等を貫通する場合は、区画貫通部分の両側1m以内の距離にある部分を不燃材料で造るなど、同号の規定に適合するものとする。

なお、国土交通大臣認定工法で施工する場合は、当該貫通部分の壁、床等が認定書に従った構造である必要があることに留意する。

ク その他不燃区画室の構造は、次によること。

(ア) 天井（天井のない場合にあっては、はり又は屋根）の高さが高い不燃区画室については、区画を構成する壁の構造を、45分間以上の耐火性能を有するものとするよう指導する。◆

(イ) 室内に面する天井又は床で不燃区画室を形成することが困難な場合は、小屋裏若しくは天井裏又は床下まで達する壁により区画すること。

なお、室内に面する天井又は床で不燃区画室を形成することが困難な場合の例としては、吊り天井の場合（強化天井を除く。）や、配線や配管の敷設のため二重床としている場合などがある。

(ウ) 不燃区画室が建築基準法第35条の2の規定により内装制限を受ける調理室等である場合は、原則として、その壁および天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分を不燃材料又は準不燃材料で仕上げること。

ケ ただし書きの「炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置」の例としては、屋内において当該炉の周囲に5 m以上、上方に10 m以上の空間を有する場合、屋外において当該炉の周囲に3 m以上、上方に5 m以上の空間を有する場合、又は、屋外において不燃材料の外壁（窓および出入口等の開口部には防火戸を設けたもの）等に面する場合は該当する。

(3) 粉末消火器を1個設けること。（第52条に該当するものに限る。ただし、屋外又は屋上設置の場合は、設けるよう指導する。◆）

(4) 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。（屋外設置を除く。）

(5) 対震安全装置を設けるよう指導する。◆

(6) 秋田市火災予防事務処理要領第7、3により、不燃区画室の施工状況を調査する場合は、次の事項に留意すること。

ア 不燃区画室に使用されている材料について、届出と相違がないか確認する。不燃材料として国土交通大臣の認定を受けたものが使用されている場合は、認定番号と関係書類（納品証明、認定書類等）を確認する。

イ 壁が天井等まで達していることおよびその取り合い（接合部分）が不燃材料（耐火パテ、モルタル、ロックウール等）で埋め戻しされ、間隙がないことを確認する（第7図1参照）。

なお、ALCパネルや乾式工法により不燃区画室を形成する場合は、天井と壁の取り合いに間隙ができやすいことに留意する。

ウ 給排水管、電気配管、給排気ダクト等が不燃区画室を貫通している場合は、区画貫通部分が適切に施工され、不燃材料による埋め戻し不足が無いことを確認する（第7図2-1、2-2参照）。

区画貫通部分を国土交通大臣認定工法で施工する場合、認定書どおりに施工されていることを確認する（第7図2-3参照）。

エ 給排気ダクト等が不燃区画室を貫通している場合は、区画貫通部分付近の防火ダンパーの設置状況を確認する（第7図3参照）。

オ 不燃区画室が建基法第35条の2の規定により内装制限を受ける場合は、その壁および天井等の仕上げ材を確認する。

特に、壁又は天井等に発泡プラスチック系断熱材が吹き付け施工されている場合は、当該断熱材が内装制限に適合したものであることを確認する。

カ 感知器と連動して作動する防火設備については、確認時に努めて動作確認を行うこと（第7図4参照）。

5 サウナ設備（第7条の2関係）

(1) サウナ室は開口部を除き、1時間以上の耐火性能を有する壁および床で造り、一のサウナ室の床面積を30㎡以下とするよう指導する。◆

(2) サウナ室に設ける出入口扉およびその他の開口部（換気口を除く）は、次によるよう指導する。◆

ア 洗い場に面する場所に設けること。なお、プールは洗い場に準ずる場所として認める。

イ 出入口扉は常時閉鎖式とし、防火戸又は第1図に示す出入口扉と同等以上の耐火性能を有すること。

ウ サウナ室の洗い場に面する開口部（出入口扉を除く）は開口面積1㎡以下のもの2箇所以下とし、はめ殺しの網入りガラスを使用すること。

(3) サウナ室の換気口は次のように指導する。◆

ア 給排気口は、屋外又は洗場に面する部分に設け、出入口扉には設けないこと。

イ 給排気口には、手動および自動閉鎖できる防火ダンパーを設けること。（100cm²以下の金属管等を床面近くに設けた場合は、防火ダンパーを設けないことができる。）

ウ 給排気口は、サウナ室の天井面から下方50cm以上の位置に設けること。

(4) 電気配線等は、耐熱性および耐乾性を有するよう指導する。◆

6 変電、発電、蓄電池設備（第8条の3および第11条から第13条関係）

(1) 消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式の基準について

ア キュービクル式変電設備等の構造は、次によること。

(ア) キュービクル式の変電設備

- a キュービクル式の変電設備の種類は、次のとおりとすること。
- (a) 電力需給用計器用変成器および主しゃ断装置ならびにこれらの附属装置を1の箱（以下「外箱」という。）に収納したもの
 - (b) 変圧器、しゃ断器、開閉器およびこれらの附属装置を外箱に収納したもの
 - (c) (a)および(b)に掲げる装置を外箱に収納したもの
- b キュービクル式の変電設備の外箱の構造は、次によること。
- (a) 外箱（コンクリート造又はこれと同等以上の耐火性能を有する床に設置するものの床面部分を除く。）の材料は鋼板とし、その板厚は屋外用のものにあつては、2.3ミリメートル以上、屋内用のものにあつては、1.6ミリメートル以上又はこれと同等以上の防火性能を有するものであること。
 - (b) 外箱の開口部（(c)に掲げるものに係る部分を除く。）には、特定防火設備（建基令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。）である防火戸が設けられていること。ただし、計器用のぞき窓を有するものにあつては、当該部分を防火戸とすることができる。
 - (c) 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるものにあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものが外部に露出して設けられていないこと。
 - I 表示灯（カバーを不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）
 - II 電線の引込み口および引出し口
 - III (ア)、dの換気装置
 - IV 電圧計（ヒューズ等で保護されたものに限る。）
 - V 電流計（計器用変成器に接続しているものに限る。）、周波数計その他操作に必要な計器類
 - VI 計器用切替スイッチ（不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）
 - VII 発光ダイオードを用いた表示装置又は液晶を用いた表示装置（裏面を防火措置したものに限る。）
 - (d) 外箱からの電線の引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管（2種金属製可とう電線管に限る。）を容易に接続できるものであること。
 - (e) 外箱には直径10ミリメートル以上の丸棒が入るような穴又はす

きまがないこと。

- c キュービクル式の変電設備の内部の構造は、次によること。
 - (a) 機器および配線等は外箱、フレーム等に堅固に固定されていること。
 - (b) 機器および配線は、外箱の底面から10センチメートル以上の位置に収納され、かつ、充電部は底面から15センチメートル以上の位置に取り付けられていること。ただし、これと同等以上の防水措置が講じられている場合は、この限りでない。
- d キュービクル式の変電設備には、次に定めるところにより換気装置が設けられていること。
 - (a) 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。
 - (b) 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の1の面について、当該面の面積の3分の1以下であること。
 - (c) 自然換気口により十分な換気が行えないものにあつては、機械換気設備が設けられていること。
 - (d) 換気口には、金網、金属製ガラリ、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。
- (イ) キュービクル式の発電設備
 - a キュービクル式の内燃機関を原動力とする発電設備
 - (a) 種類は、次のとおりとすること。
 - I 内燃機関、発電機および燃料タンクならびにこれらの附属装置を外箱に収納したもの
 - II 制御装置および保安装置ならびにこれらの附属装置を外箱に収納したもの
 - III IおよびIIに掲げる装置を外箱に収納したもの
 - (b) 外箱の構造は、(ア)、b((c)を除く。)に準ずるほか次によること。
 - I 外箱には、次に掲げるもの(屋外に設けるものにあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。)以外のものが外部に露出して設けられていないこと。
 - ① 表示灯(カバーを不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。)
 - ② 電線の引込み口および引出し口
 - ③ (イ)、a、(d)の換気装置
 - ④ 電圧計(ヒューズ等で保護されたものに限る。)

- ⑤ 電流計（計器用変成器に接続しているものに限る。）、周波数計その他操作に必要な計器類
- ⑥ スイッチ（不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）
- ⑦ 排気筒
- ⑧ 燃料配管（潤滑油配管を含む。）
- ⑨ 始動用空気管の出し入れ口
- ⑩ 内燃機関の息抜き管
- ⑪ 冷却水の出し入れ口および水抜き管
- ⑫ 発光ダイオードを用いた表示装置又は液晶を用いた表示装置（裏面を防火措置したものに限る。）

II 外箱は、消音器および屋外に通じる排気筒を容易に取り付けられるものであること。

(c) 内部の構造は、(ア)、cに準ずるほか次によること。

I 内燃機関および発電機を収納する部分は、不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で区画され、遮音措置が講じられていること。

II 内燃機関および発電機は、防振ゴム等振動吸収装置の上に設けたものであること。ただし、内燃機関にガスタービンを用いるものにあつては、この限りでない。

III 給油口は、給油の際の漏油により電気系統又は内燃機関の機能に異常を及ぼさない位置に設けられていること。

IV 外箱内の配線類は、内燃機関から発生する熱の影響を受けないように断熱処理され、かつ、堅固に固定されていること。

(d) キュービクル式の内燃機関を原動力とする発電設備には、(ア)、dに準ずる換気装置が設けられていること。

b キュービクル式の燃料電池発電設備

(a) 種類は、次のとおりとすること。

I 燃料電池および改質器ならびにこれらの附属装置を外箱に収納したもの

II 逆変換装置、制御装置および保安装置ならびにこれらの附属装置を外箱に収納したもの

III IおよびIIに掲げる装置を外箱に収納したもの

(b) 外箱の構造は、(ア)、b((c)を除く。)に準ずるほか次によること。

I 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるものにあつては、

雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。) 以外のものが外部に露出して設けられていないこと。

- ① 表示灯 (カバーを不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。)
- ② 電線の引込み口および引出し口
- ③ (イ)、b、(d)の換気装置
- ④ 電圧計 (ヒューズ等で保護されたものに限る。)
- ⑤ 電流計 (計器用変成器に接続しているものに限る。)、周波数計その他操作に必要な計器類
- ⑥ スイッチ (不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。)
- ⑦ 排気筒
- ⑧ 燃料配管 (空気引込み管を含む。)
- ⑨ 窒素ガス配管 (ガス抜き管を含む。)
- ⑩ 水蒸気配管 (温水管を含む。)
- ⑪ 冷却水の出し入れ口および水抜き管 (凝縮水配管を含む。)
- ⑫ 発光ダイオードを用いた表示装置又は液晶を用いた表示装置 (裏面を防火措置したものに限る。)

II 外箱は、屋外に通じる排気筒を容易に取り付けられるものであること。

(c) 内部の構造は、(ア)、cに準ずるほか次によること。

- I 逆変換装置は、他の部分と防火上有効に区画されていること。
- II 可燃性ガスが漏れた場合に自動的に発電を停止する装置および燃料の供給をしゃ断する装置が設けられていること。
- III 未燃ガスが滞留するおそれのあるものには、運転開始前および運転停止後に当該滞留未燃ガスを有効に排出できる装置が設けられていること。
- IV 外箱内の配線類は、燃料電池等から発生する熱の影響を受けないように断熱処理され、かつ、堅固に固定されていること。

(d) (ア)、dに準ずる換気装置が設けられていること。

(ウ) キュービクル式の蓄電池設備

- a キュービクル式の蓄電池設備の種類は、次のとおりとすること。
 - (a) 蓄電池を外箱に収納したもの
 - (b) 充電装置、逆変換装置、出力用過電流しゃ断器等およびこれらの附属装置を外箱に収納したもの
 - (c) (a)および(b)に掲げる装置を外箱に収納したもの

- b キュービクル式の蓄電池設備の外箱の構造は、(ア)、b ((c)を除く。)に準ずるほか、外箱には次に掲げるもの（屋外に設けるものにあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものが外部に露出して設けられていないこと。
- (a) 表示灯（カバーを不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）
 - (b) 電線の引込み口および引出し口
 - (c) (ウ)、eの換気装置
 - (d) 電流計、電圧計（ヒューズ等で保護されたものに限る。）、周波数計その他操作に必要な計器類
 - (e) 配線用しゃ断器（金属製カバーを取り付けたものに限る。）
 - (f) スイッチ（不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）
 - (g) 発光ダイオードを用いた表示装置又は液晶を用いた表示装置（裏面を防火措置したものに限る。）
- c キュービクル式の蓄電池設備の内部の構造は、(ア)、cに準ずるほか次によること。
- (a) 蓄電池を収納する部分は、他の部分と防火上有効に区画されていること。ただし、シール形蓄電池（陰極吸収式のものに限る。以下同じ。）を収納するものにあつては、この限りでない。
 - (b) 鉛蓄電池を収納するものにあつては、キュービクル式の蓄電池設備内の当該鉛蓄電池の存する部分の内部に耐酸性能を有する塗装が施されていること。ただし、シール形蓄電池を収納するものにあつては、この限りでない。
 - (c) 直送回路に変圧器（100キロワット未満のものを除く。）を用いる場合は、他の部分と防火上有効に区画されていること。
- d キュービクル式の蓄電池設備に設ける区分しゃ断器、点検スイッチおよび変圧器は、次によること。
- (a) 区分しゃ断器には、配線用しゃ断器が設けられていること。
 - (b) 蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰形又は切替形の点検スイッチが設けられていること。
 - (c) 直送回路および逆変換装置等に変圧器を用いる場合は、油入機器以外のものとする。
- e キュービクル式の蓄電池設備には、(ア)、d ((b)を除く。)に準ずる換気装置が設けられているほか、自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の1の面について、蓄電池および(ウ)、c、(c)の変圧器を収納する部分にあつては当該面の面積の3分の1以下、充電装

置等を収納する部分にあつては、当該面の面積の3分の2以下であること。

(2) 屋内設置の場合

ア 専用室として指導する。◆ ただし、キュービクル式設備の変電、発電、蓄電池設備にあつては、相互に有効な空間を保有していればこの限りではない。

イ キュービクル式設備の保有距離は操作を行う面1m以上、点検を行う面0.6m以上、換気口を有する面0.2m以上（他のキュービクル式変電、発電、蓄電池設備と相互に面する場合は、どちらか大きい距離）とする。

ウ キュービクル式以外の設備の保有距離は点検を行う面0.6m以上（点検を行う面が相互に面する場合は1m）、その他の面0.1m以上とするよう指導する。◆

エ キュービクル式設備とキュービクル式以外の変電、発電、蓄電池設備との間の保有距離は、1m以上とするよう指導する。◆

オ 換気ダクトが屋外に面する以外の区画を貫通する場合は、防火ダンパーを設けること。

カ 第11条第1項第3号ただし書きの「有効な空間を保有する等」の等は、不燃性ガス消火設備を有効に設けた場合が該当すること。

キ 粉末消火器を1個設けること。

(3) 屋外又は屋上設置の場合

ア キュービクル式設備の保有距離は、1m以上とするよう指導する。◆
ただし、隣接する建築物の外壁が不燃材料でつくられ、もしその部分に開口部があるときは防火戸を設けている場合に限り、屋内に設ける場合の保有距離に準ずることができる。

イ 第11項第2項ただし書きの「開口部のないもの」の例として、はめ殺しの防火戸を設けている場合は開口部のないものとして運用すること。

ウ 粉末消火器を設けるよう指導する。◆

エ 充電ポストは、コネクターおよび充電用ケーブルを収納する付属物であり、条例第11条第2項に定める屋外に変電設備（電気自動車等に充電する設備に限る。）を設ける場合の建築物からの離隔距離を設ける必要はないものであること。（第6図）

6の2 急速充電設備（第11条の2関係）

(1) 消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられている急速充電設備については、次のアからオの全てを満たすものとする。

ア 筐体は、不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で2.0ミリメートル以

上、または鋼板で2.3ミリメートル以上であること。

イ 安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。

ウ 筐体の体積1立方メートルに対する内蔵可燃物量（電装基板等の可燃物の量）が約122キログラム以下であること。

エ 蓄電池が内蔵されていないこと。

オ 太陽光発電設備が接続されていないこと。

(2) 充電ポストは、コネクタおよび充電用ケーブルを収納する付属物であり、条例第11条の2第1項第1号に定める屋外に急速充電設備を設ける場合の建築物からの離隔距離を設ける必要はないものであること。（第6図）

7 少量危険物（第30条から第32条および第54条関係）

(1) 屋内の貯蔵取扱所について

ア 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。

イ 引火点が40度未満の危険物（ガソリン・アルコール類等）を貯蔵する場合は、ガラリに40メッシュの引火防止網を取り付けるよう指導する。◆

ウ 粉末消火器を1個設けること。

(2) 屋外貯蔵タンクの設置について

ア 複数のタンクを設ける場合、タンク間の距離を1m以上確保することにより、それぞれのタンクを一の貯蔵場所として取り扱う。この場合、タンクに接続する配管は、他のタンクに接続される配管と共用することができる。

イ 削除

ウ タンク間距離が1m未満で、タンクの合計容量が指定数量の2分の1以上の場合は、全体に1mの保有空地をとるよう指導する。◆

エ タンク容量（複数設置されている場合は最大タンク容量）の全量（100%）を収納することができる鉄筋コンクリート製又は鋼板、ステンレス等の金属製の防油堤を設け、水抜きバルブを取り付けること。（第2図）

オ コンクリート製以外の防油堤およびタンクはアンカーボルト等で固定すること。

カ 屋根からの落雪等による障害のない場所に設置するよう指導する。◆

キ 粉末消火器を1個設けること。

(3) 屋内貯蔵タンクの設置について

ア 通気管を屋外に出すこと。

イ 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。

ウ 引火点が40度未満の危険物を貯蔵する場合で、かつタンク室内で小分け行為をする場合は、ガラリに40メッシュの引火防止網を取り付けるよう指導する。◆

エ タンク室内に設置されているタンクの容量（複数設置されている場合は最大タンク容量）の全量（100%）を収納することができる防油堤を設けること。

オ タンクはアンカーボルト等で固定すること。

カ オイルギヤポンプを防油堤内に設ける場合は、防油堤より高い位置に設置するなどの措置を講ずること。

キ 粉末消火器を1個設けること。

(4) 配管について

ア 屋外配管は、鋼管又は銅管（外的な力の加わるおそれのある場所に銅管を設置する場合は、保護管を使用すること。）とすること。

イ 埋設配管は溶接接続とし、それ以外（ねじ込み接続等）の場合は点検口等で漏れを点検できること。

ウ 埋設配管は、直接コンクリートに布設しないよう指導する。◆

(5) 届出について

複数のタンクが同一配管で接続されている場合であっても、タンク間の距離を1m以上確保することによりそれぞれのタンクを一の貯蔵場所として取り扱うことができる。

8 オイルサーバー

(1) 3階以下の建築物の部分に使用すること。

(2) 高所に吸い上げるため、中継用オイルサーバーを設けたり、又はブースターポンプとしての使用は認めないこと。

(3) 1棟の油総使用量が指定数量未満となるよう指導する。◆

(4) 原則として各階ごとに設置するよう指導する（第3図）。◆ ただし、オイルサーバーを設置した階以外の階の燃料機器に送油する場合は、燃料機器で指定する落差を超えない範囲での共有は認める。

(5) 燃焼機器と水平距離2m以上離すこと。

(6) 天井、押し入れ等点検ができない場所には設置しないこと。

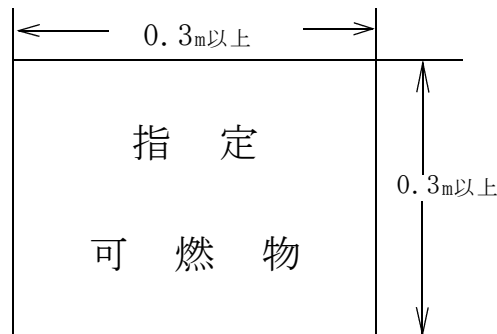
(7) 屋外に設置する場合は、屋外型を使用し点検できる場所に設置すること。

(8) 落差型オイルサーバーには戻り管を設置するよう指導する。◆

9 指定可燃物（第33条第2項関係）

(1) 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクにあつては下図の標識な

らびに品名、最大数量を掲示した掲示板を設けること。



※ 地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で文字を表示すること。

(2) 品名を異にする2以上の指定可燃物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合の倍数の算定は、次に掲げる例示のとおり条例別表第8に定める数量以上の品名についてのみ倍数を合算する。

ア 糸類500,000kg(500倍)、綿花類60,000kg(300倍)、ぼろおよび紙くず800kgを貯蔵し、又は取り扱っている場合、条例別表第8に定める数量未満のぼろおよび紙くずは合算の対象とせず、条例別表第8に定める数量以上の糸類と綿花類のみ合算して、合計800倍の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うものと算定する。

品名	貯蔵取扱量	別表第8の数量	備考
糸類	500,000kg	1,000kg	条例別表第8に定められている量の500倍
綿花類	60,000kg	200kg	条例別表第8に定められている量の300倍
ぼろおよび紙くず	800kg	1,000kg	条例別表第8に定められている量未満なので非該当
			条例別表第8に定められている量以上の物品を倍数ごとに合算し、800倍となる

イ 糸類800kg、綿花類150kg、ぼろおよび紙くず800kgのように、それぞれの品名が条例別表第8に定める数量未満の場合は、合算せず指定可燃物の貯蔵又は取扱いに該当しないものとする。

品名	貯蔵取扱量	別表第8の数量	備考
糸類	800kg	1,000kg	条例別表第8に定められている量未満なので非該当
綿花類	150kg	200kg	条例別表第8に定められている量未満なので非該当
ぼろおよび紙くず	800kg	1,000kg	条例別表第8に定められている量未満なので非該当
			条例別表第8に定められている量未満は合算しないので規制の対象外

ウ 条例別表第8の同一品名欄に含まれる異なる物品を貯蔵し、又は取り扱う場合には、それぞれの物品を同一品名として数量を合算する。ただし、合成樹脂類の発泡させたものその他のものについては、この限りではない。

綿糸	毛紡毛糸	麻糸	化学繊維糸	糸類(合計)
500kg	500kg	500kg	500kg	2,000kg
				条例別表第8に定められている量の2倍となる

10 個室型店舗の避難通路の幅員（第45条の3関係）

「当該戸を開放しても避難通路の幅員を十分に確保できるもの、その他の避難上支障がないと認められるもの」とは、個室の外開き戸を開放した場合において自動的に閉鎖しないものについては、片側に個室がある場合の外開き戸と避難通路の内壁との有効幅、また、両側に個室がある場合の外開き戸と外開き戸との有効幅は、それぞれおおむね60センチメートル以上確保できるものであること。（第4図）

11 火を使用する設備等の設置の届出（第52条関係）

(1) 第3号の「据付面積」とは、炉を据え付けた場合における水平投影面積をいう。なお、同一室内に2基以上設置する場合でも、合算することなく単体の据付面積が2㎡以上のものが該当する。

(2) 第5号の「ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備」については、ボイラー、給湯湯沸設備および冷温水発生機を同一室内に2基以上

設置する場合でも、合算することなく単体の入力70kW以上のものが該当する。

- (3) 蓄電池設備を複数台接続して設置する場合、蓄電池およびその他の機器が1の箱に収納されたもので、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第3に定めるものであるときは、当該箱ごとに第13号に定める蓄電池設備に該当するか判断すること。

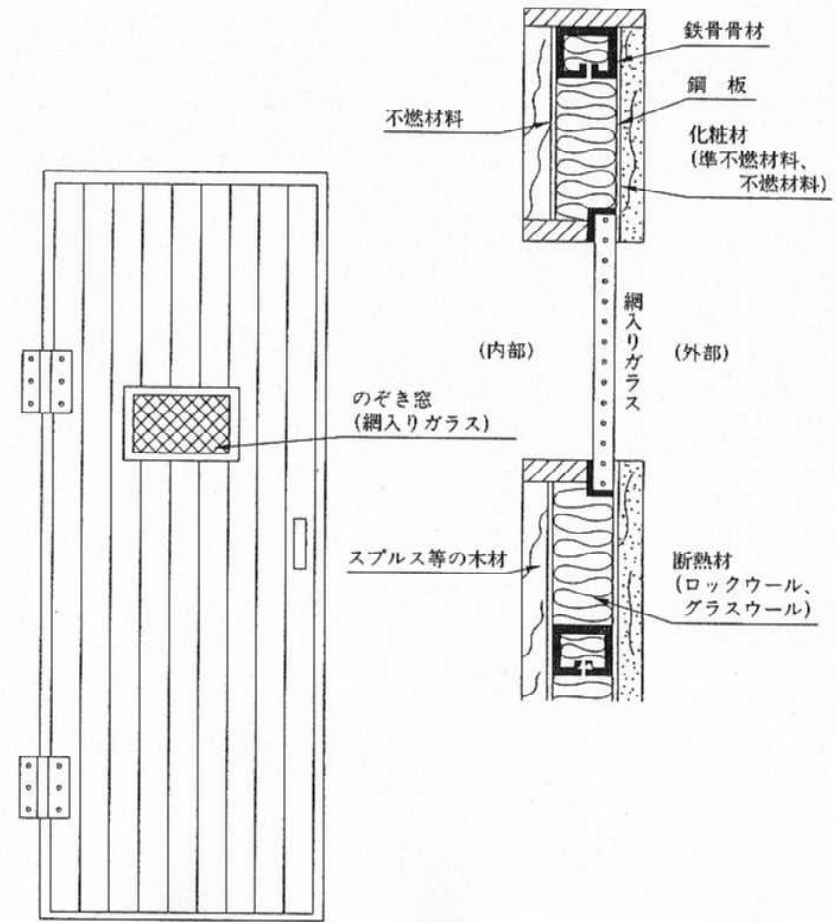
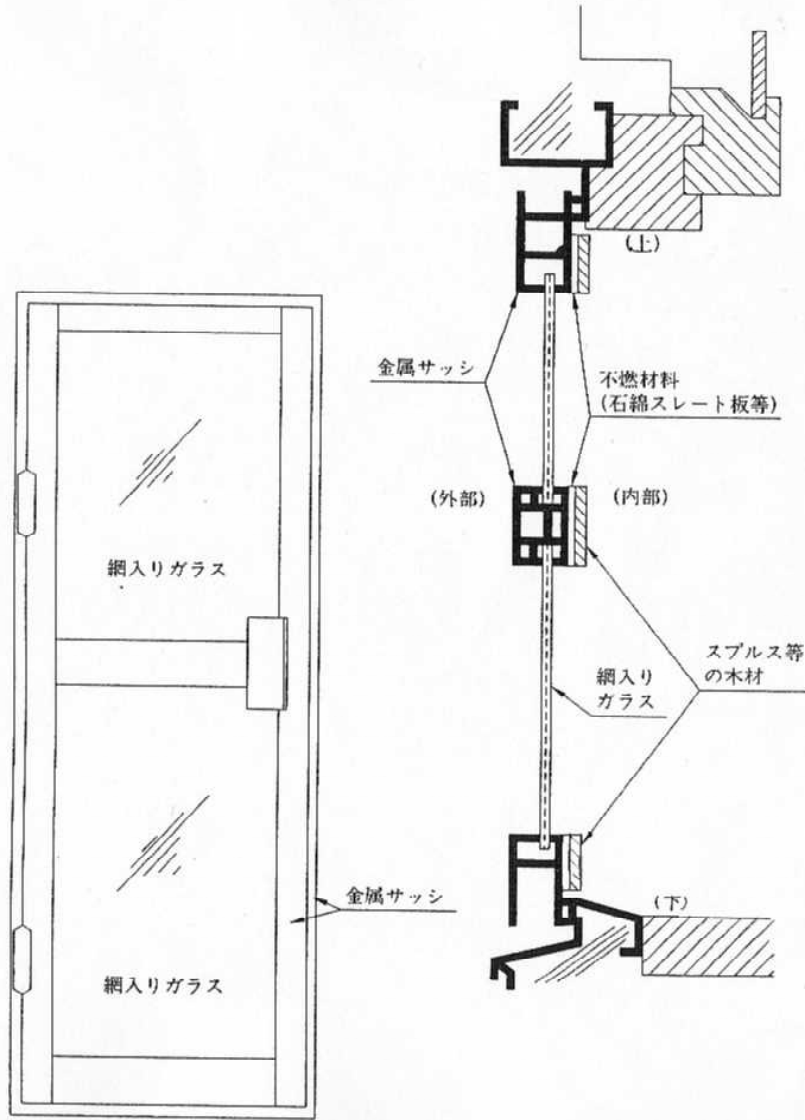
12 必要な知識および技能を有する者の指定（第3条、第11条および第18条関係）

- (1) 「必要な知識および技能を有する者の指定」については、平成17年秋田市消防本部告示第2号による。
- (2) 同告示中の「当該設備（器具）の点検および整備に関しこれらと同等以上の知識および技能を有する者」については、メーカーの技術部門、サービス会社の修理部門等に所属する職員で点検および整備に関し相当の知識および技能を有しているもの等が該当する。

凡 例 ◆ 当消防本部が定めた指導基準

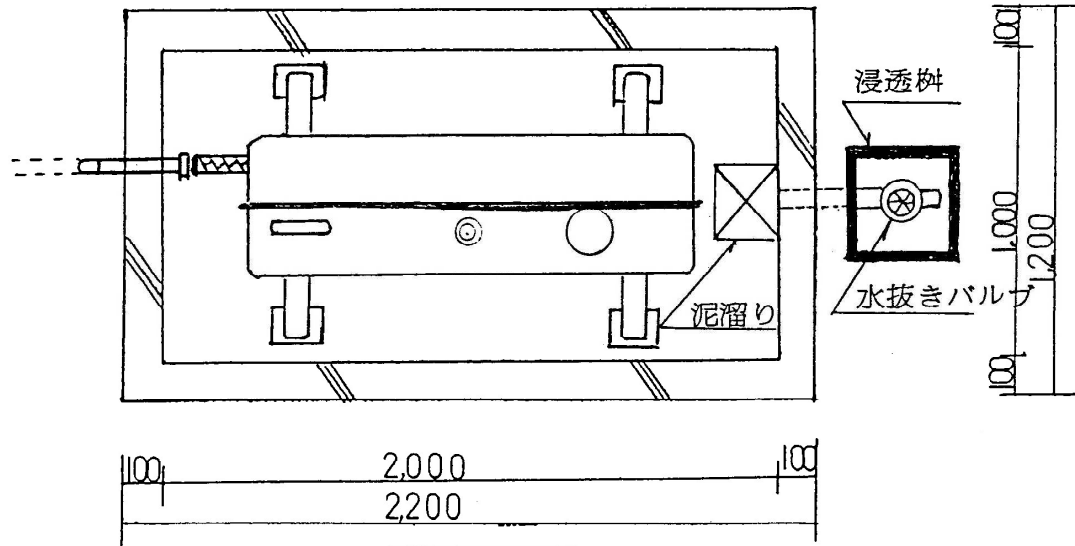
制 定	平成元年1月10日
一部変更	平成3年4月1日
全面改正	平成10年3月31日
一部変更	平成12年10月1日
全面改正	平成16年4月1日
一部変更	平成17年3月28日
一部変更	平成22年8月1日
一部変更	平成25年5月15日
一部変更	令和2年4月13日
一部変更	令和3年3月15日
一部変更	令和4年7月19日
一部変更	令和4年9月27日
一部変更	令和5年3月31日
一部変更	令和6年1月1日

(第 1 図)



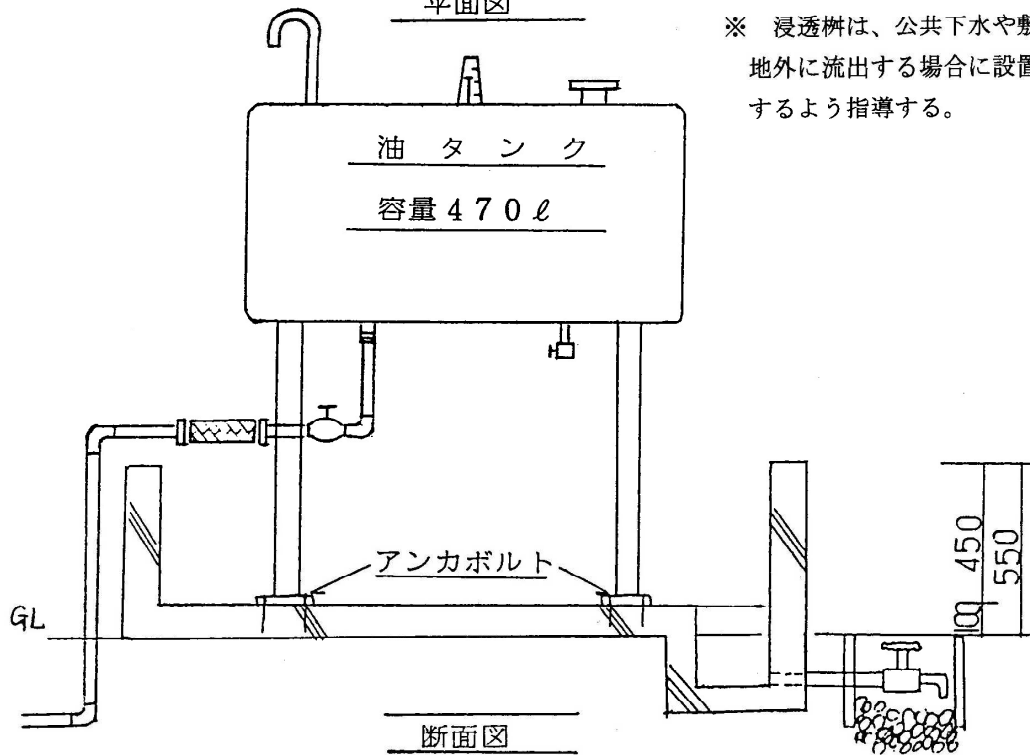
(注)とびら本体は、防火戸とすること。

(第2図)



平面図

※ 浸透桎は、公共下水や敷地外に流出する場合に設置するよう指導する。



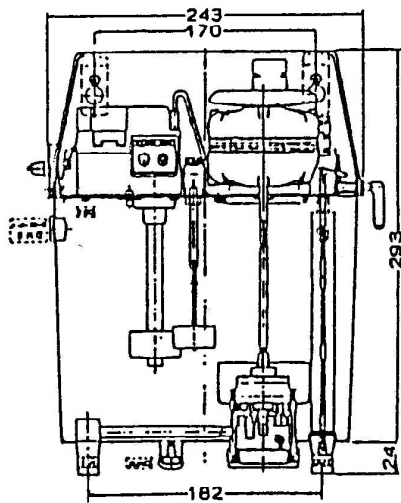
断面図

・防油堤容量計算 $2.0 \times 1.0 \times 0.45 = 0.9 \text{ m}^3$ (900ℓ)

・タンク容量 470ℓ

※タンク容量 \leq 防油堤容量

(第3図)



オイルサーバー

■仕様

最大揚程：10m

吸上げ容量：22ℓ/hour(揚程6m横引30mのとき)

燃 料：白灯油(JIS1号灯油)

モ ー タ：50/60Hz 単相100V 17/19Wコンデンサモータ、間けつ
運 転

油 面 制 御：フロート式 ON.OFF差0.64ℓ オーバーフロー防止スイ
ッチ付

貯 油 量：使用最大時2.7ℓ

重 量：約4kg

寸 法：317×243×142mm

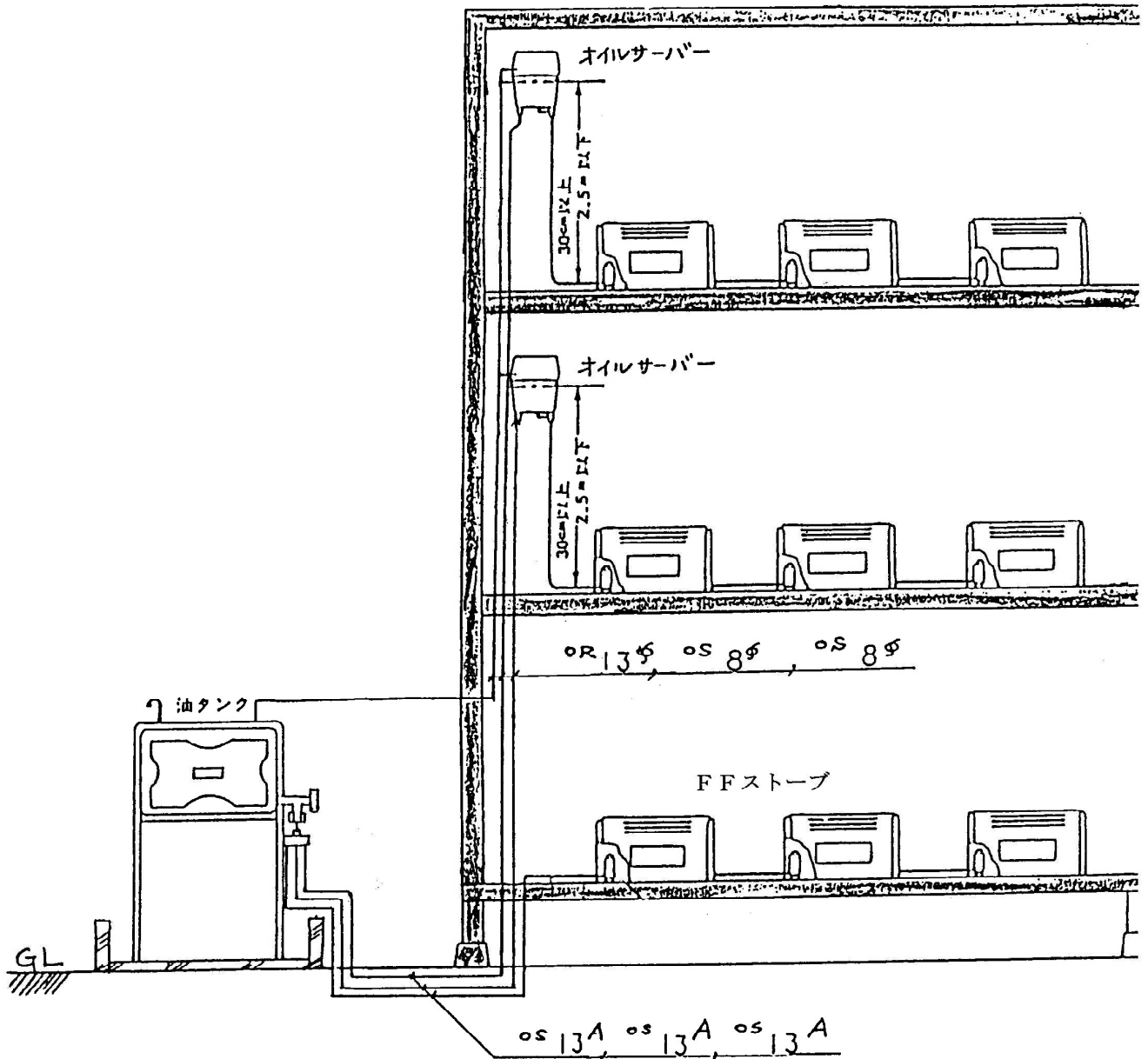
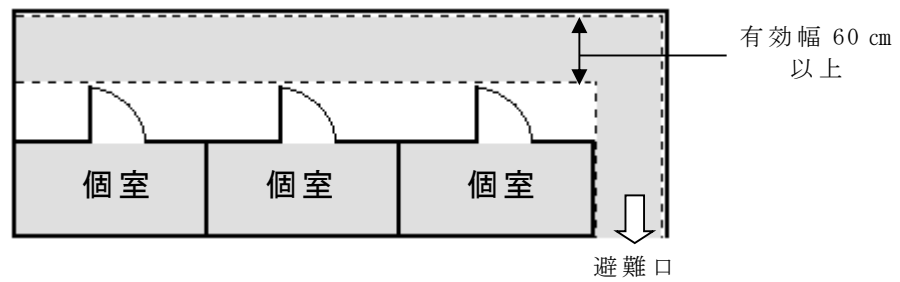
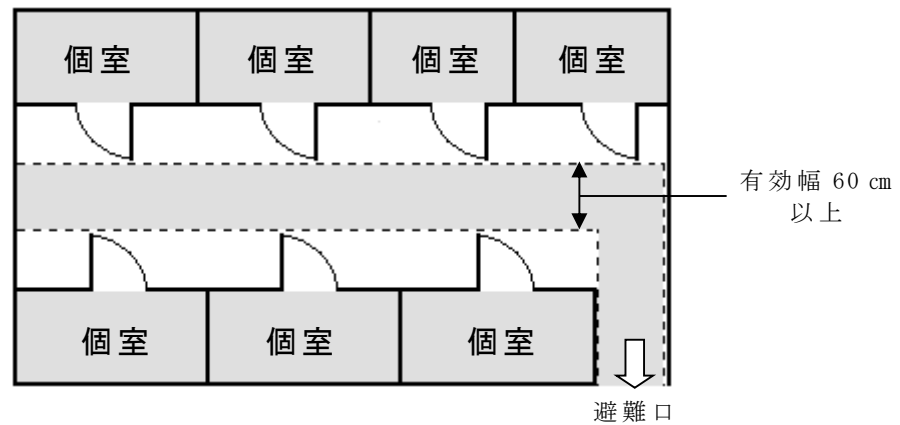


図1



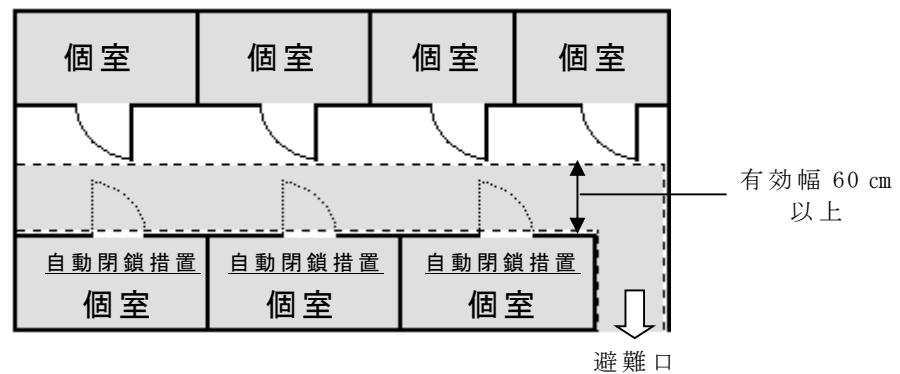
片側に個室がある場合で、外開き戸が自動閉鎖せず、開放した状態であっても、有効幅を60 cm以上確保できる場合。

図2



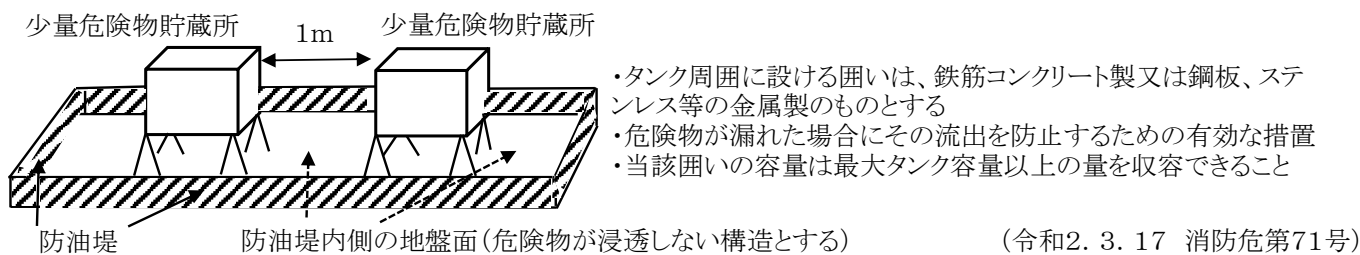
両側に個室がある場合で、外開き戸が自動閉鎖せず、開放した状態であっても、有効幅を60 cm以上確保できる場合。

図3



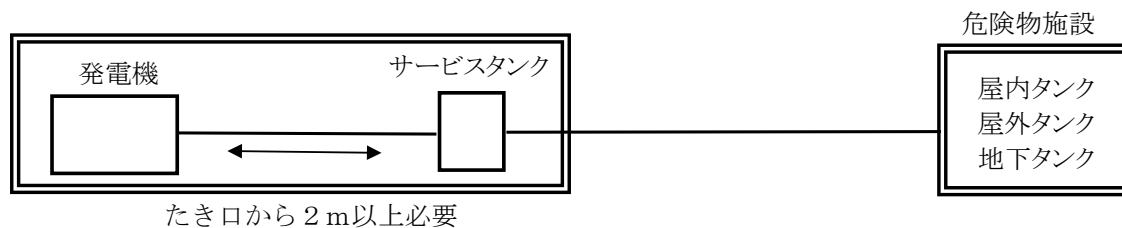
両側に個室がある場合で、片面の個室の外開き戸に自動閉鎖措置をすることにより、有効幅を60 cm以上確保できる場合。

※少量危険物貯蔵所は1m以上確保することで別の施設となる（配管が同一系統であってもそれぞれの施設）



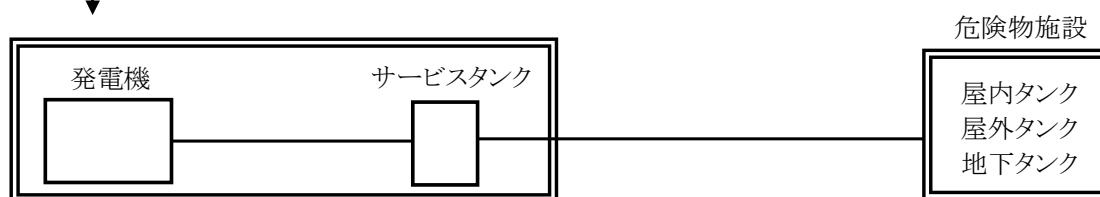
※火を使用する設備（同一室内に非常用発電機とサービスタンクを設置した場合の例）

少量危険物取扱所（ボイラーの取扱量とサービスタンクの貯蔵量を比較して大きい方の量とする）



※ボイラーの燃料消費量が指定数量の1/5以上指定数量未満で、少量危険物取扱所となる
サービスタンクを含めた建物全体もしくは、不燃区画された室等での少量危険物施設となる

※ボイラーの燃料消費量が指定数量以上で一般取扱所となる
サービスタンクを含めた建物全体もしくは、耐火区画された室等での一般取扱所となる



一般取扱所の施設(1日の最大取扱数量)

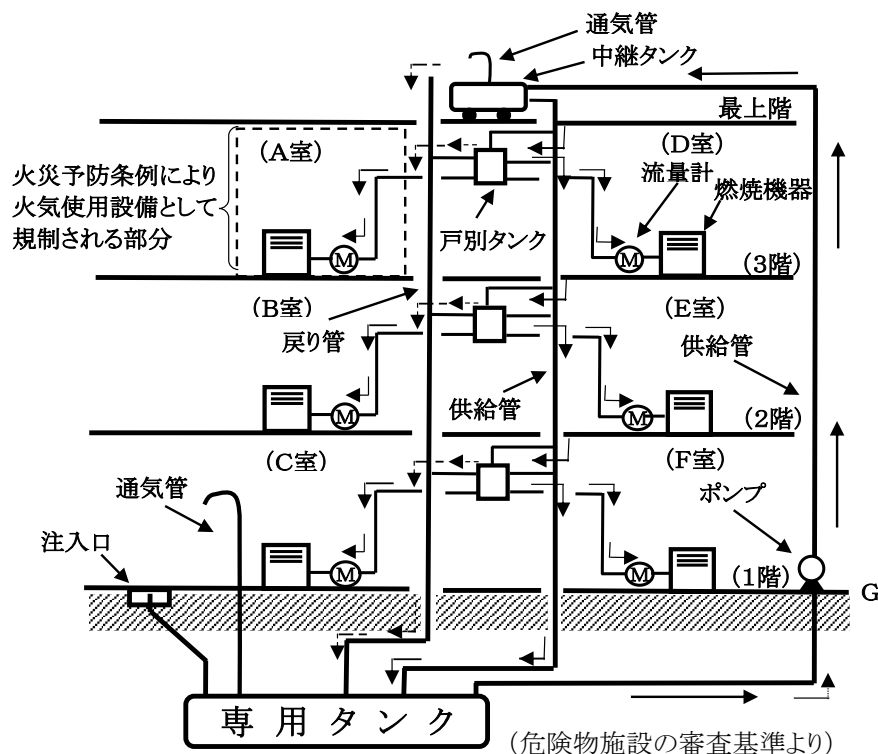
※発電機と一体になっている燃料タンクは、少量危険物のタンクではなく、あくまでも発電機設備の一部

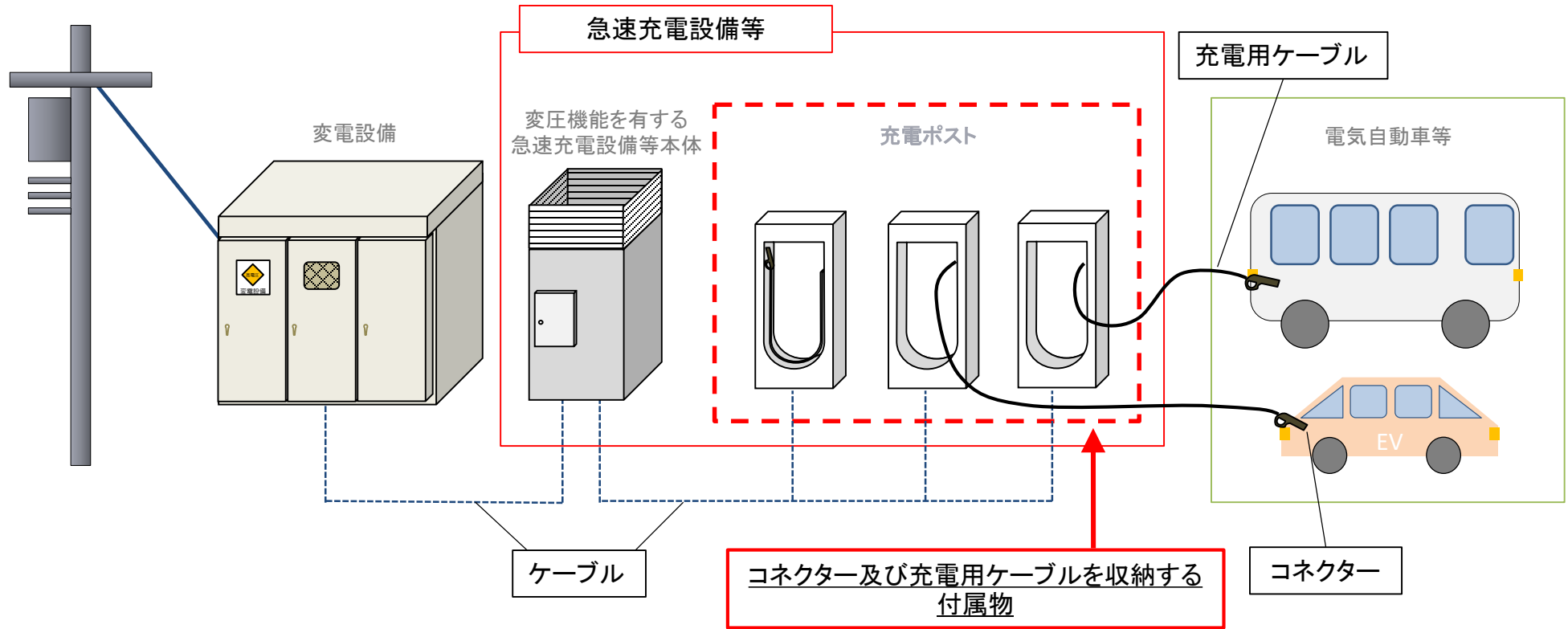
(参考)

平成15年8月6日 消防危第81号
「共同住宅等における燃料供給施設」の
危険物一般取扱所について
(小中学校のほとんどがこれにあたる)

地下貯蔵タンクはあるが
地下タンク貯蔵所には該当しない

一般取扱所としての許可に係る部分は、建
物全体ではなく危険物の取扱いに係る専
用タンク、中継タンク、戸別タンクおよび供
給配管等の部分に限る





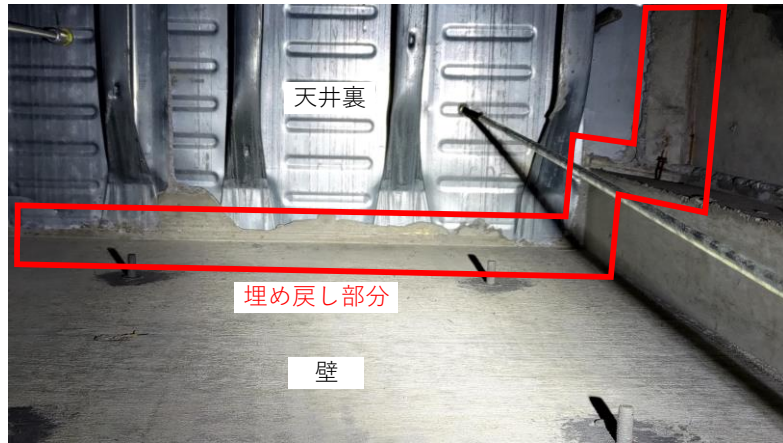
充電ポスト型の急速充電設備等



一体型の急速充電設備等(従来型)

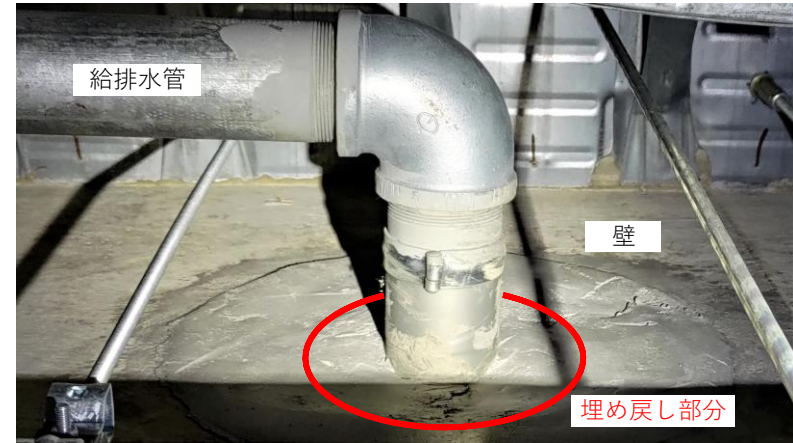


1 壁や天井の取り合いに係る確認の例



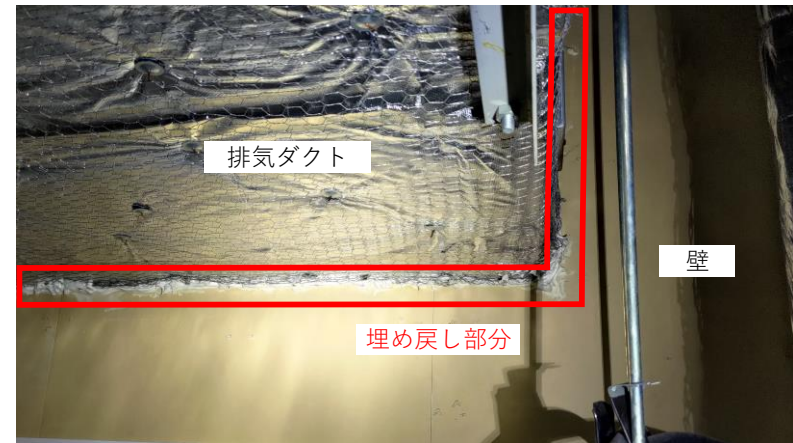
壁が天井等（画像は天井裏）まで達していること、その取り合い（接合部分）が不燃材料（耐火パテ、モルタル、ロックウール等）で埋め戻しされ、間隙がないことを確認する。

2-1 給排水間の区画貫通部分の確認の例



給排水管や電気配管等の区画貫通部分が不燃材料（耐火パテ、モルタル等）で適切に埋め戻しされ、間隙がないことを確認する。

2-2 給排気ダクトの区画貫通部分の確認の例



給排気ダクトの区画貫通部分が不燃材料（耐火パテ、モルタル等）で適切に埋め戻しされ、間隙がないことを確認する。
 厨房設備に接続される排気ダクトは、可燃性の物品との離隔距離が確保されていること又は不燃材料で有効に被覆されていることを確認する。

2-3 国土交通大臣認定工法による区画貫通部分の確認の例



※東京消防庁提供

区画貫通部分が認定書どおりに施工されていることを確認する。
区画貫通部分の付近に工法表示ラベル等が貼付されている場合は、認定番号を確認する。

3 防火ダンパーの設置状況の確認の例



防火ダンパーの設置位置が届出と相違ないことを確認する。
防火ダンパーが感知器と連動して作動するものである場合は、感知器の設置位置が適正であることを確認する。

4 開口部に設置された防火設備の確認の例



防火設備連動用感知器

感知器と連動して作動する防火設備については、作動確認を行い、防火設備の開放状態及び閉鎖状態を確認することが望ましい。
防火設備の閉鎖時に間隙がないことを確認する。
防火設備の連動用の感知器の種別及び設置位置が、届出と相違ないことを確認する。